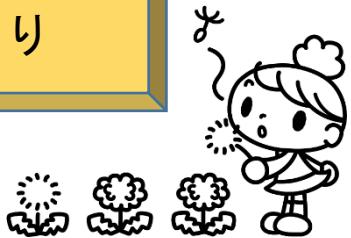


東秩父村一時保育事業の利用のしおり



★ 目的

就労形態の多様化や傷病等による緊急時の保育及び保護者の心身の疲れ等の解消に対応するため、一時保育事業を実施し、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

★ 利用できる人

〔Ⅰ型〕 非定型的保育

保護者の就労、不定期職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難な方

〔Ⅱ型〕 緊急保育

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急に家庭保育が一時的に困難な方

〔Ⅲ型〕 リフレッシュ保育

保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の軽減するため、一時的にサポートが必要な方

★ 対象児童

1) 児童及びその保護者が村内に居住（保護者の出産その他の理由により、村内に住所を有する親族の居宅に一時的に滞在しているものを含む。）する方

2) 集団保育可能な満1歳以上（申込日現在）で、
小学校就学前の児童

★ 利用定員

1日あたりの利用定員は、園の状況により変動します。



★ 利用期間等

この事業の利用期間は、次のとおりです

〔I型〕 非定型的保育 週3日以内で月12日を限度

〔II型〕 緊急保育 1か月以内

〔III型〕 リフレッシュ保育 週2日まで

★ 利用時間

1) 平常保育時間内の午前8時30分から午後4時30分まで

2) 特別の事情があり村長が必要と認めたときは、午前7時30分から午前8時30分

午後4時30分から午後6時30分まで利用時間を延長することができます

★ 休業日

1) 日曜日及び土曜日

2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3) 12月29日から同月31日並びに1月2日及び同月3日まで

4) 保育園の行事日

5) 前各号に掲げるもののほか、特に村長が必要と認める日

★ 利用料

時間区分	利用料	
通常保育時間内	半日(4時間まで)	1日(4時間を超えた場合)
	1,000円	2,000円

1 利用料については、おやつ代、給食代を含みます。

2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯は、受給証明書の提示により利用料の免除を受けることができます。

★ 通園の服装

子どもさんの身体にあった、活動しやすく汚れてもかまわない



普段着にしてください。

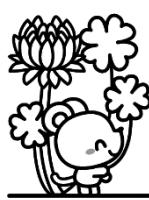
★ 持ち物 (持ち物すべてに名前の明記をお願いします)

- ・着替え（1日2組程度の上下）
- ・おむつの方は1日分の替えおむつ、おしりふきナップ
- ・午睡用の布団、毛布、タオルケット（夏）
- ・パジャマ（袋に入れて）
- ・ミルクの方は必要な量のミルク
- ・連絡ノート（保育園で用意します）
- ・汚れ物を入れる手提げ袋
- ・うわばき（3～5歳児）
- ・タオル2枚・歯ブラシとコップ（袋に入れる）
- ・水筒（中身はお茶や麦茶など）
- ・帽子（外遊びのときに使用します）



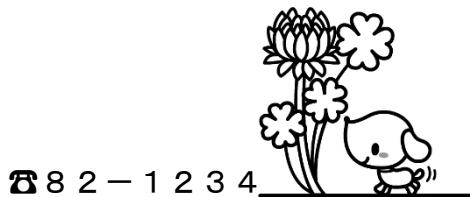
★ その他守っていただきたいこと

- ・登園、降園は必ず保護者が付き添い、職員に確認してください
- 保護者以外の方がお迎えのときは、事前にその旨をご連絡ください
- ・子どもさんの健康状態は登園時に担当保育士に伝えてください
- 具合が悪い場合は、お預かりできないこともあります
- ・申し込まれた保育時間は守ってください
- 止むを得ない事情で遅れる場合は必ず電話連絡をお願いします
- ・必要な持ち物以外は持ち込まないでください



連絡先

東秩父村立城山保育園



☎ 82-1234